

Q 1 : 被扶養者の収入の算定は、確定申告と同じ（1月から12月までの1年間）ですか？

A 1 : 暦年ではなく、認定申請時から向こう1年間、恒常的にある収入が対象です。

- 収入限度額 ・ ・ 年額（12か月の累計）130万円
月額 108,334円（4か月を超えて雇用される場合）
日額 3,612円
- パート収入などの不安定収入 ・ ・ 月額 108,334円を4か月連続で超えた場合は、4か月目の初日で取り消し
- 障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の収入限度額 ・ ・ ・ 年額 180万円
月額 15万円
日額 5,000円

※ 給与収入の場合、通勤手当、ボーナスを含みます。

扶養という言葉は、「税法上の扶養控除」「扶養手当における扶養」「健康保険上の扶養」の3つの意味で使われていますが、それぞれに事務手続きする必要がありますので、申請漏れのないようにしてください。

また、恒常的な収入とは、給与収入、年金収入、事業収入、雇用保険法に基づく基本手当（いわゆる失業給付）、利子・配当収入、傷病手当金等をいい、非課税となる障害年金等も含まれます。

退職金や不動産長期譲渡所得のような一時的な所得は、収入に含みません。